

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月5日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和8年度ふくしま未来創造プログラム申請書審査等業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条（昭和22年政令第16号）の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者でないこと。
- (6) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類別の業務について過去2年間のうちに履行実績がありかつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認等

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間

令和8年3月5日(木)から同年3月12日(木) (土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁社会教育課

(3) 提出方法

メール、郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年3月12日(木)必着とする。

(4) 入札参加資格通知について

令和8年3月17日(火)まで、可否についてメールで通知するものとする。

4 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和8年3月23日(月)9時30分
場所 教育総務課分室1(福島県庁西庁舎4階)

(2) その他

郵便による入札は認めない。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁 社会教育課

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ア 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- イ 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合において、入札保証金の免除を希望する場合は所定の入札保証金納付免除申請書を上記3に記載する方法で提出すること。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- イ 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日（水）以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

10 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県教育庁 社会教育課

電 話 024-521-7799

メール k.syakaikyouiku@pref.fukushima.lg.jp